

第2章 各国・地域の動向

第1節 ヨーロッパ経済

ヨーロッパ経済をみると、2008年9月の世界金融危機がもたらした実体経済の悪化に歯止めをかけるために各国政府が打ち出した景気刺激策は、景気を下支えする一定の役割を果たしたものの、各国政府における財政赤字の拡大を余儀なくさせた。特に、財政状況の悪化から抜け出せない一部の国に対しては、財政の持続可能性に対する市場の懸念が高まり、金融不安の火種となっている。

以下では、まず、ヨーロッパ各国の経済的な位置を概観した後、主要国であるドイツ、フランス、英国や、景気が低迷している南欧諸国等の経済構造等について取り上げる。その後に、焦眉の問題で揺れ動くヨーロッパの財政・金融政策について詳しくみていくこととする。

1. 国ごとにばらついているヨーロッパ経済

(1) ヨーロッパ経済の現状

ヨーロッパ経済全体は、2008年9月の世界金融危機による景気後退の深刻化により、実質経済成長率のマイナス幅が拡大し、09年1～3月期にユーロ圏では前期比年率▲10.2%を記録した。しかし、09年7～9月期からユーロ圏全体の実質経済成長率はプラスに転じ、8四半期連続のプラス成長となっている。しかしながら、各国ごとの経済状況を見ると、国ごとにばらついている。

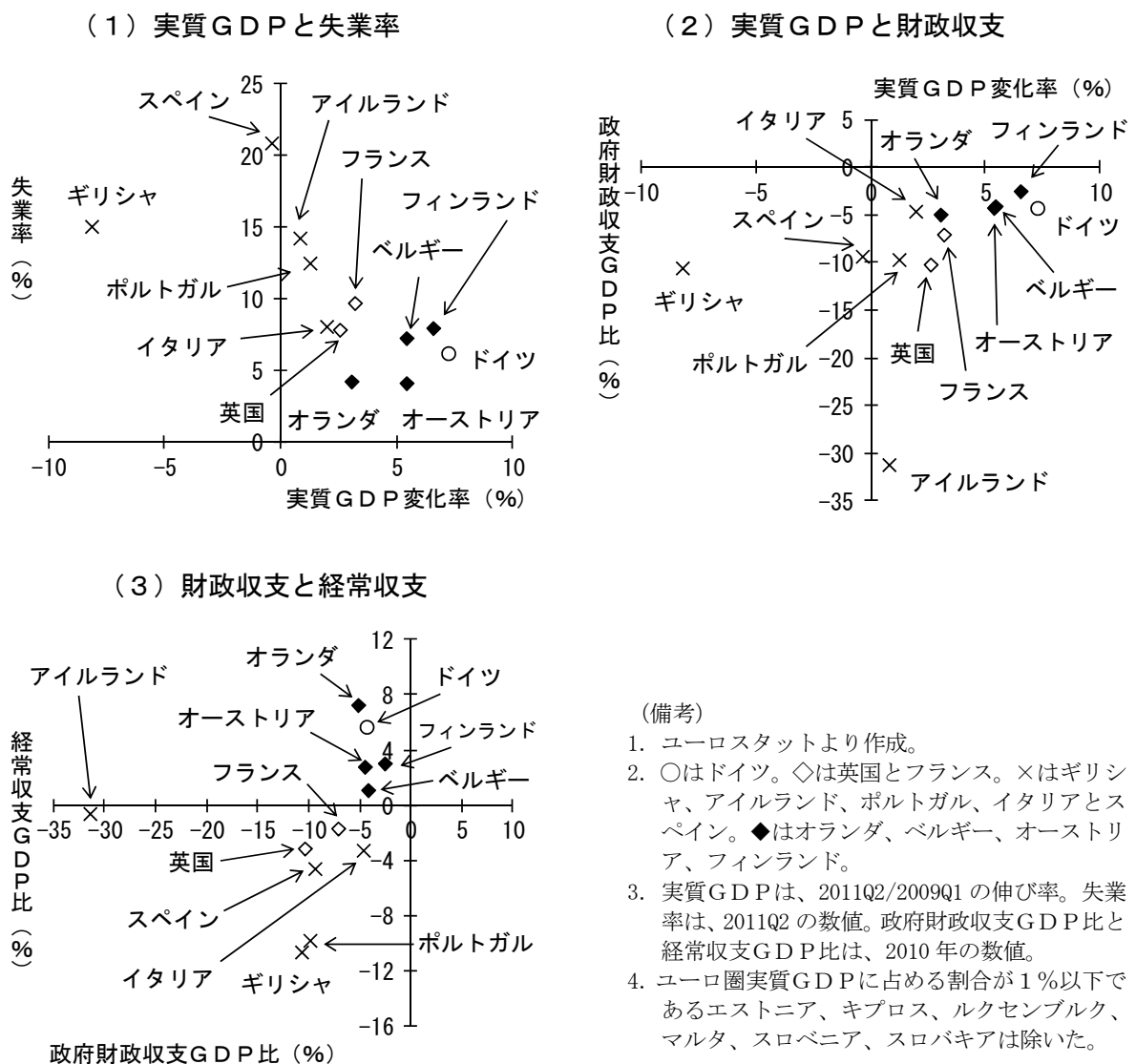
まず、実質経済成長率について、ユーロ圏全体が大きく落ち込んだ09年1～3月期と11年4～6月期の伸び率を比較すると、ドイツ、フィンランド、オーストリア等では大きく回復している。一方で、ギリシャやポルトガル等では、11年4～6月期の実質GDPが依然として09年1～3月期の水準に達しておらず、回復が遅れている。

次に失業率についてみると、実質GDPの回復が遅れているギリシャ、アイルランド、ポルトガル、スペインでは10%以上の高水準となっており、実質GDPの回復が遅れている国ほど失業率が高いという相関がみられる（第2-1-1図（1））。

また、10年の一般政府財政赤字GDP比をみると、実質GDPが大きく回復してい

るドイツやフィンランド等では、安定成長協定¹の基準である3%の近傍にあるなど財政状況は比較的良好な水準まで戻っている。これに対し、実質GDPの回復が遅れているアイルランドでは財政赤字GDP比は30%を超え、ギリシャ、スペイン、ポルトガル等でも10%前後にあるなど、安定成長協定の水準を依然大きく上回る状況に陥っている。このことから実質GDPの回復に見られる経済状況の改善が遅いほど、財政状況の改善が順調に進んでいないという関係が伺われる。(第2-1-1図(2))。

第2-1-1図 ヨーロッパ経済の現状：国ごとにばらつき



¹ ユーロ参加国が遵守することになっている「安定成長協定 (Stability and Growth Pact)」では、財政規律の遵守に係る具体的な手続きを定めるとともに、「年間の一般政府財政赤字をGDP比3%以内」、「一般政府債務残高をGDP比60%以内」の財政規律の維持を義務付けている。

最後に、財政収支と経常収支の関係をみると、ドイツやフィンランド、オランダ等経常収支が黒字の国々では財政赤字GDP比が低い。これに対し、ギリシャやポルトガルは経常収支赤字、財政赤字とも高水準であり、スペインやイタリア、英国、フランスも双子の赤字となっていることがわかる。経常収支が赤字となることは、対外的な資金流入に依存せざるを得ないことを意味し、財政赤字幅が大きいことは今後採り得る財政政策の自由度が狭いことを意味するため、これら双子の赤字国は対内、対外の両面において持続可能性の点で脆弱な構造となっていることが推察される(第2-1-1図(3))。

以上のようにヨーロッパ経済は国ごとにばらつきがみられるが、以下では(1)急速な景気回復を示したドイツ、(2)ドイツに次いで経済規模が大きい景気が足踏みしている英国とフランス、(3)景気が低迷し財政状況の悪化が続いている南欧諸国等に大きく3つのグループに分類して、その経済構造等の特徴を分析する。

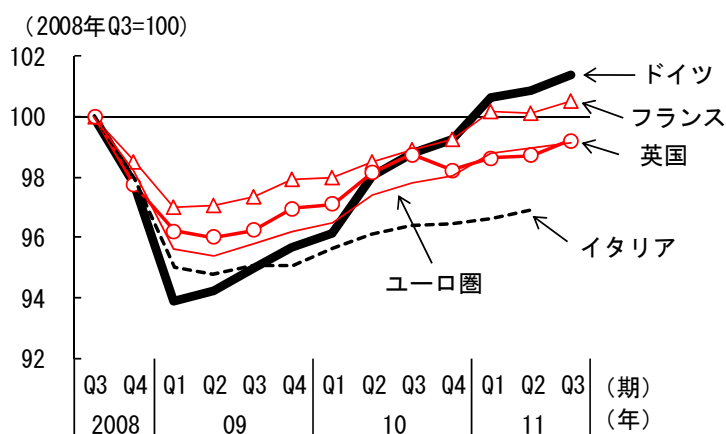
(2) 輸出主導で回復を遂げる経済大国ドイツ

(i) 急速な景気回復を示したドイツ経済

ヨーロッパにおける最大の経済大国であるドイツは、08年の世界金融危機の発生後、輸出主導により景気後退を脱すると、好調な輸出が個人消費や投資等の内需に波及することで自律的な景気回復をいち早く達成している。世界金融危機直前にあたる08年7～9月の各国の実質GDPの水準を基準としてその後の推移をみると、他の主要国であるフランス、英国、イタリアと比べて、ドイツは危機直後最も大きく低下したが、その後最も速いテンポで回復を示しており、11年に入ると他国に先駆けて危機前水準を上回っていることがわかる(第2-1-2図)。

以下では、自律的な景気回復を達成しているドイツ経済の実態について詳細にみていく。

第2-1-2図 実質GDPのヨーロッパ主要国比較：
ドイツの実質GDPは11年1～3月期に世界金融危機前の水準を上回る

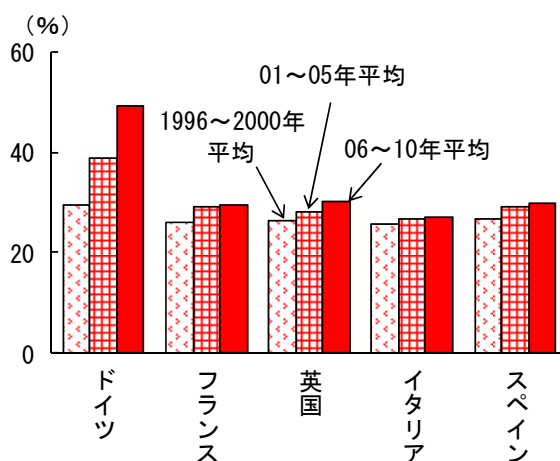


(備考) 各国統計より作成。

(ii) ドイツを巡る輸出環境の優位性

これまでドイツの景気が自律的な回復をみせてきた要因の一つとして、そのけん引役である輸出への依存度の高さが挙げられる。ヨーロッパ主要国の輸出依存度²を比較してみると、ドイツ以外の4か国では1996～2000年、01～05年、06～10年平均に大きな差はみられないものの、ドイツでは各々10%程度の顕著な上昇がみられ、10年には50%を上回った(第2-1-3図)。

第2-1-3図 ヨーロッパ主要国の輸出依存度比較：
ドイツは各々10%程度の顕著な上昇



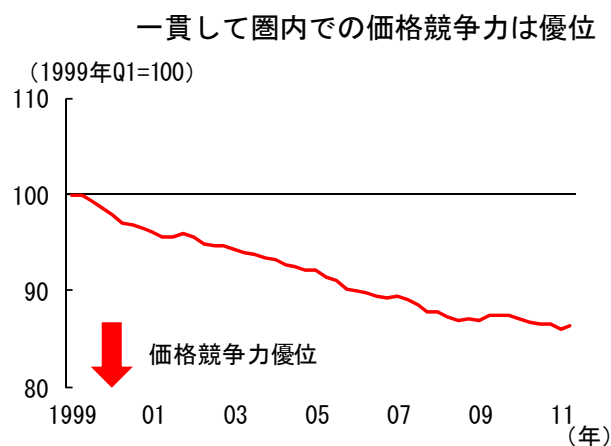
(備考) ユーロスタットより作成。

² 輸出依存度=輸出額(財・サービス)/名目GDP。

ドイツの輸出依存度が2010年までの10年間で他の主要国より大幅に上昇した背景の一つとして、域内共通通貨のユーロの導入³がドイツにとって優位な輸出環境をもたらしたことが考えられる。ユーロ導入前はドイツ国内が好景気になるとマルクが増価し輸出競争力の低下につながったが、ユーロ導入によりドイツのユーロ圏域内向け輸出が為替変動リスクから免れ国内価格水準がストレートに域内での価格競争力に反映されるようになった。さらにユーロはドイツだけでなく導入国全体の経済状況を反映して変動するため、仮にドイツ経済による為替増価要因があったとしてもそれが必ずしもユーロの増価に直結せず、ユーロ圏域外向け輸出の面で結果としてドイツの輸出産業にとって恩恵的な為替水準がもたらされた可能性があったとみられる。

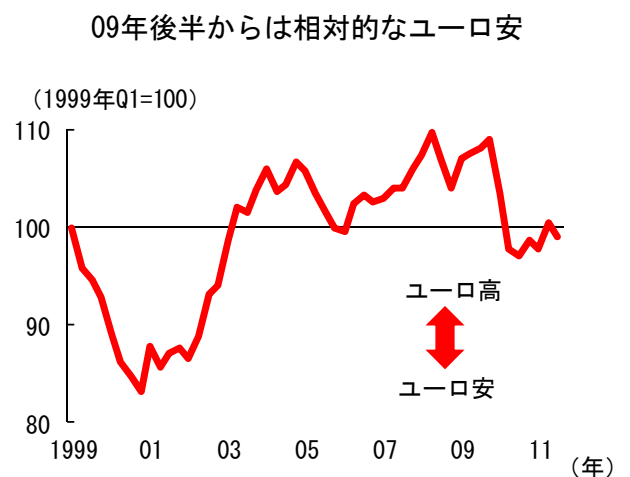
そこで、ドイツのユーロ圏域内向け価格競争力指数をみると、ユーロが導入された99年以降、一貫して低下しており、価格競争に優位な状況が続いてきたことがみてとれる（第2-1-4図）。また、ドイツのユーロ圏外に対する価格競争力をみるために、ユーロの実質実効為替レートをみると、ユーロ導入直後に大きく減価した後、03年以降導入時の水準を上回って推移している。しかし、09年後半以降、ギリシャを始めとした南欧諸国等の債務問題の顕在化も背景に加わりユーロの減価が急速に進んでおり、ドイツにユーロ圏域外への輸出についても価格競争力の面で有利な環境が再びもたらされている（第2-1-5図）。

第2-1-4図 ユーロ圏内向け価格競争力指数：



(備考) 1. ドイツ連邦銀行より作成。
2. ユーロ圏各国との輸出価格デフレーターを輸出額でウェイト付けし、加重平均して算出。

第2-1-5図 ユーロの実質実効為替レート：

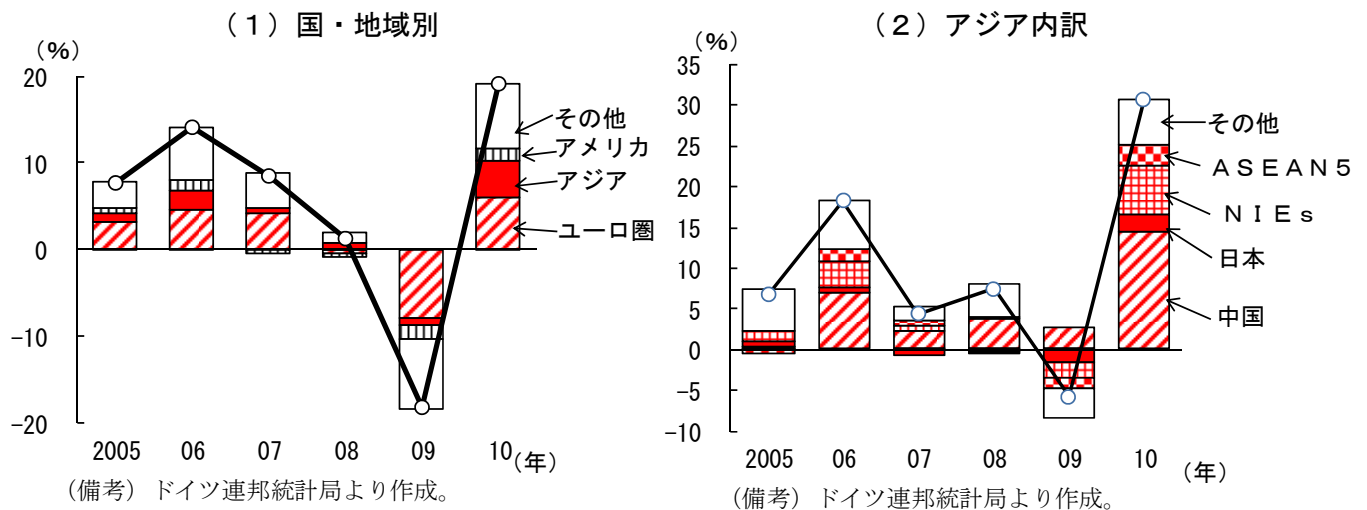


(備考) B I S (国際決済銀行) より作成。

³ 1999年1月1日から決済用通貨として導入。一元的金融政策が開始され、金融取引の多くはユーロ建てで行われ始めた。2002年1月1日に初めて現金通貨としてユーロの銀行券、貨幣の流通が開始された。

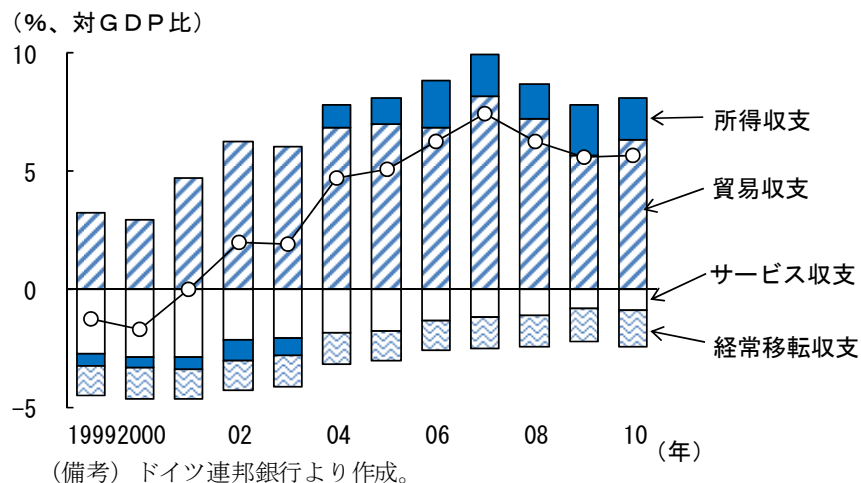
ちなみに10年の地域別輸出動向をみると、ユーロ圏向けは持ち直しに力強さを欠き、前年のマイナスの落ち込みを取り戻せていない一方、アジア向けが顕著に増加している（第2-1-6図（1））。さらに、アジア向けの内訳をみると、世界金融危機の影響が比較的軽微で内需の拡大が著しい中国向けが特に大きく寄与している。このことから10年以降のドイツの輸出は、ユーロ圏に加え中国を中心とするアジア諸国の旺盛な需要が追い風となっていることが推測される（第2-1-6図（2））。

第2-1-6図 ドイツの輸出先別寄与度：10年はアジア向けが堅調



ユーロ導入を機に、ユーロ圏内での価格競争力を優位にし、ユーロ圏外に対して導入以前よりも通貨安の恩恵を受けやすい環境下で輸出を増加させていったドイツは、ユーロ導入期の99年～02年にかけて貿易収支黒字が倍増し、2000年まで赤字が続いていた経常収支は2001年以降黒字が常態化している（第2-1-7図）。

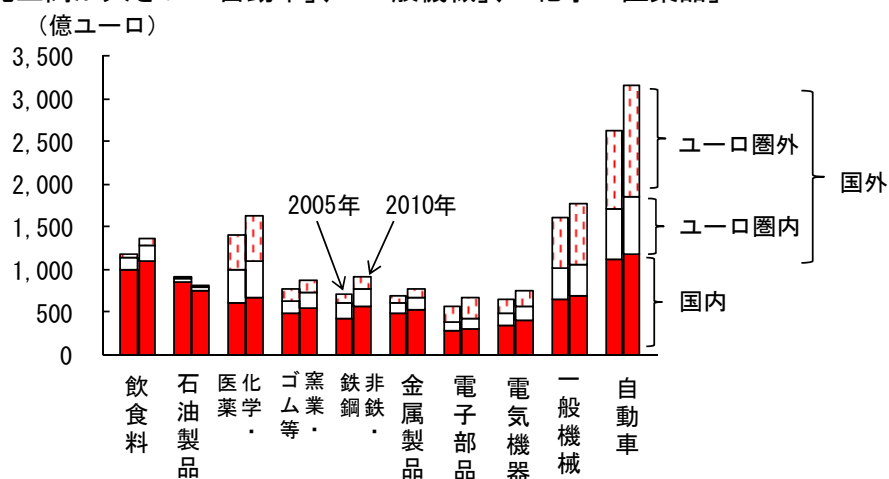
第2-1-7図 ドイツの経常収支：02年から経常収支黒字が常態化



(iii) ドイツ製造業の高い国際競争力の背景

ドイツの輸出依存度がユーロ導入以降他の主要国よりも大幅に高い水準にまで上昇した背景には、前述のユーロ導入によるドイツ産業全体にわたる輸出環境の優位性が挙げられるが、個別にみても特に国際的に競争力のある産業や企業の存在を指摘することができる。ドイツ製造業の企業売上高をみると、売上高全体に占める10年の国外売上シェアは46.3%を占めている。国内・国外別の売上高を業種別にみると、売上高の高い「自動車」、「一般機械」、「化学・医薬品」で約6割、「電子部品」、「電子機械」でも約5割を国外売上高が占めており、「自動車」、「一般機械」はユーロ圏外の売上高がユーロ圏内売上高の2倍となっている。また、05年から10年への売上増加額のうち、「自動車」で約90%、「一般機械」、「化学・医薬品」、「電子部品」で約80%が国外売上高となっており、「自動車」及び「一般機械」の国外売上高増加額は7割以上がユーロ圏外での売上げとなっている（第2-1-8図）。

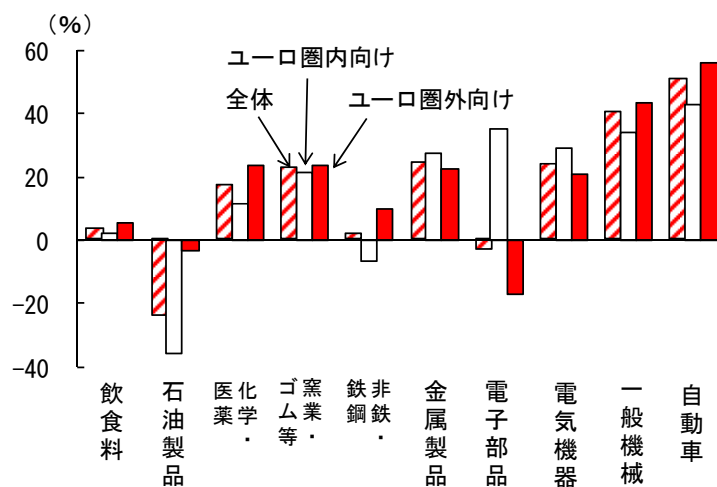
第2-1-8図 ドイツ製造業の国外売上高 業種別シェア：
国外売上高が大きい「自動車」、「一般機械」、「化学・医薬品」



製造業のうち国際競争力のある業種を明らかにするため、業種別の競争力係数⁴をみると、自動車、一般機械、電気機器、金属製品、窯業・ゴム等、化学・医薬といった幅広い業種でユーロ圏内、圏外の双方に対し競争力を持っていることがわかる（第2-1-9図）。特に、ユーロ圏外向け売上高の大きかった「自動車」や「一般機械」はユーロ圏外向け競争力係数も突出しており、これらはユーロ圏外に対しても高い競争力を保持しているものと考えられる。

⁴ 競争力係数 = (貿易収支 / (輸出 + 輸入)) × 100。競争力係数は-100 から 100。最も競争力がある場合の係数は100、最も競争力がない場合の係数は-100 となる。

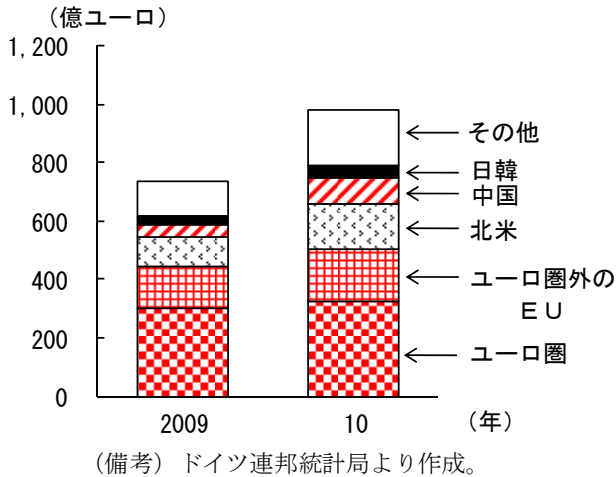
第2-1-9図 ドイツ製造業の競争力係数（2008～10年平均）：
「自動車」、「一般機械」はユーロ圏外に対して高い競争力を保持



(備考) ドイツ連邦統計局より作成。

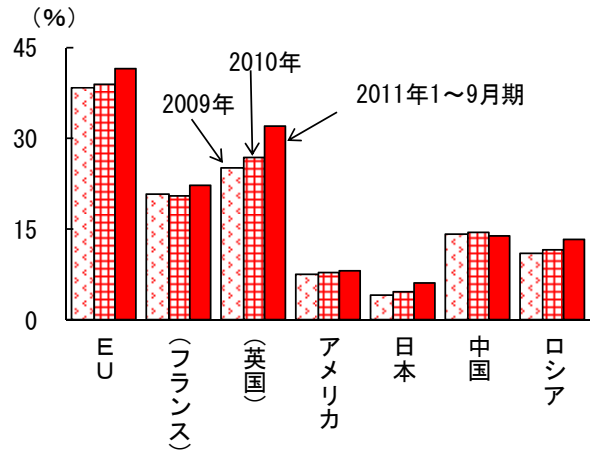
そこで、自動車を例に10年の輸出動向を輸出先別にみると、09年から10年にかけて、ユーロ圏内向けがほとんど伸びなかった中で、世界金融危機後の大規模な景気刺激策に支えられた中国をはじめ、北米や日本、韓国向け等、ユーロ圏外向けが増加している（第2-1-10図）。実際に主な国・地域の新車販売市場におけるドイツブランド車のシェアをみると、EU、アメリカ、日本、ロシアの市場でシェアの拡大がみられる（第2-1-11図）。中国市場でのシェアはほぼ横ばいだが、09年以降中国の新車販売市場そのものが大きく拡大（分母が大きく増加）しており、09、10年の中国市場におけるドイツブランド車の販売台数は3～4割の増加が続いている。世界金融危機後、景気刺激策として各国政府が相次いで実施した新車買換え支援策は、国際競争力が高く、世界的なブランドメーカーを擁するドイツ自動車産業の追い風になったといえる。

第2-1-10図 ドイツの自動車輸出額：
ユーロ圏外向けが増加



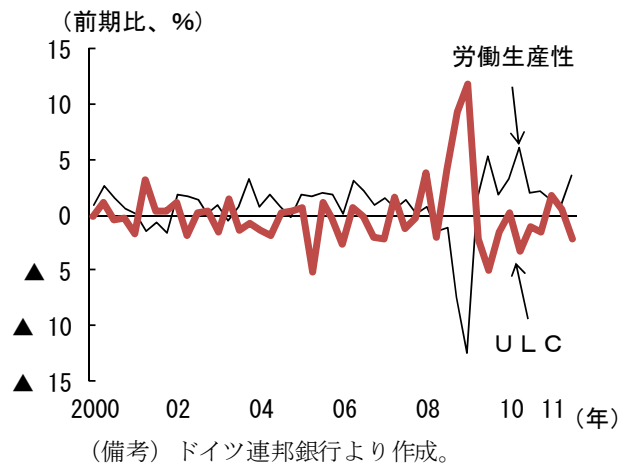
第2-1-11図 ドイツ車の各国新車販売
市場シェア：

ドイツ車の各国新車販売市場のシェアが拡大



国際市場での価格競争力を規定する要因として、前述の為替レートの要因に加え、労働コストと労働生産性の関係が重要となる。2000年以降のドイツ製造業の単位労働コスト（ULC）をみると、世界金融危機直後頃を例外として労働生産性の上昇率が労働コストの上昇率を上回る局面が相対的に長く、このことは労働生産性の上昇が労働コストの上昇を吸収するために価格競争力がコスト上昇でも失われにくい生産構造が定着していることを表しているとみられる（第2-1-12図）。

第2-1-12図 ドイツ製造業の労働生産性と単位労働コスト（ULC）：
労働生産性の上昇がコストの上昇を吸収



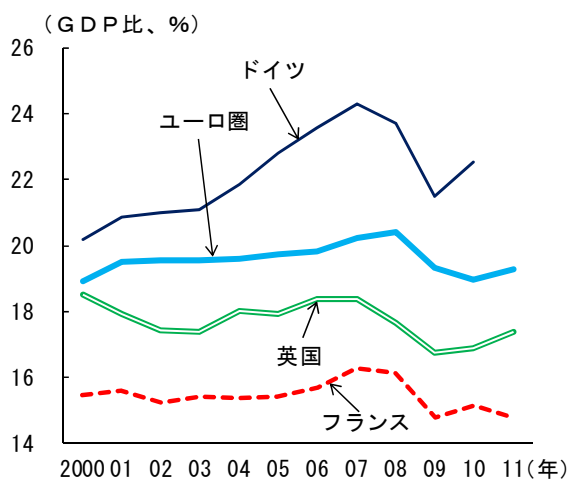
このようにドイツの製造業は、ユーロ導入による輸出環境の優位性が保たれる中で、従来から国際競争力が強い業種や企業の存在、コスト面で優位な生産構造、更に世界金融危機後に世界各国で実施された景気支援策等の効果が重なり、輸出を増加させたことが10年後半からの急速な景気回復につながったと評価することができる。

(iv) 収益力が高いドイツ企業

世界金融危機による急速な景気後退を背景としてヨーロッパ主要国の企業の営業余剰は08年、09年に大幅に落ち込んだ。英国やフランスでも営業余剰の落ち込みはみられたが、特にドイツでは07年から09年にかけて対GDP比で3%ポイントの低下と他の主要国に比べ大幅な減少となっている。これはドイツでは輸出に依存する企業が多いため、欧米を中心した需要の収縮により輸出が激減した影響をより受けやすく、企業の収益環境が急激に悪化したことを示している。しかし、10年にはいずれの国でも営業余剰が増加する中、特に輸出主導で回復を示しているドイツでも収益環境は最悪期を脱しているとみられる。

こうした変動がある中でも、ドイツの営業余剰（対GDP比）は2000年以降、最悪期を含めても一貫して英国やフランスの水準を上回っており、ドイツ企業は輸出の変動による影響を強く受けつつも高い収益水準を確保してきたと考えられる。

第2-1-13図 ヨーロッパ主要国の営業余剰：
ドイツが相対的に高水準

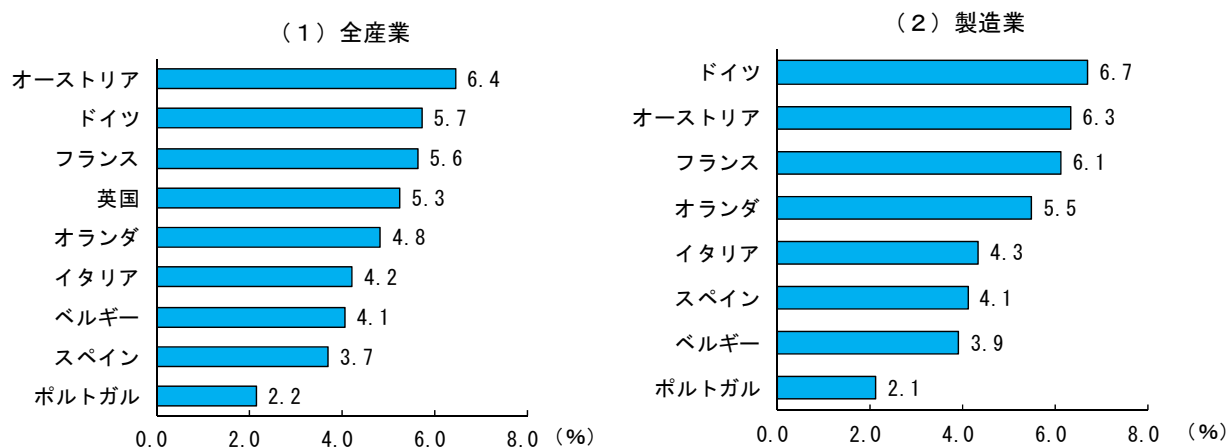


(備考) 1. 各国統計より作成。金融業を除く民間企業ベース。
2. ユーロ圏、英国の2011年の値は同年第2四半期までの値。

また、総資産利益率（営業利益÷総資産。以下「ROA」という。）をみると、ド

ドイツ（全産業ベース）は5.7%となっており、オーストリア（6.4%）には劣るものの、フランス（5.6%）や英国（5.3%）を上回っている（第2-1-14図）。製造業に限ればドイツのROAは6.7%であり、オーストリアを抜いてヨーロッパ主要国の中では最も高い。ドイツの企業は、他国の企業よりも資産を効率的に利益に結びつけているとみられる。

第2-1-14図 ヨーロッパ主要国の総資産利益率：
ドイツ企業の収益性は高い

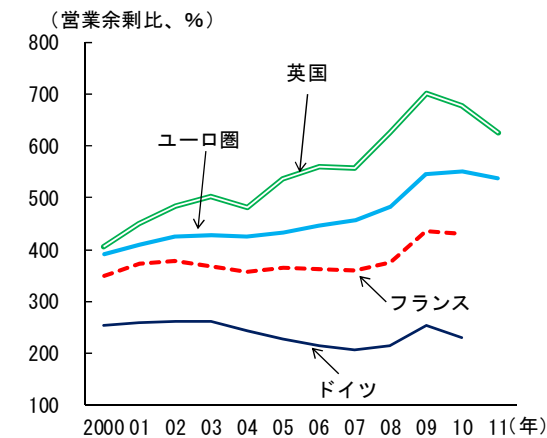


(備考) 1. European Committee of Central Balance-Sheet Data Offices、英国統計局より作成。
2. 英国以外は、対象企業の中央値の2000年～09年の平均値（取得可能な年に限る）。英国は、ROAを営業余剰／総資産（民間非金融企業）と定義して試算。2000年～09年の平均値。

(備考) 1. European Committee of Central Balance-Sheet Data Officesより作成。
2. 対象企業の中央値の2000年～09年の平均値（取得可能な年に限る）。

一方、負債面に注目すると、ドイツ企業の債務残高は10年時点で営業余剰の2倍程度と英国やフランスと比較すれば低水準にとどまっている（第2-1-15図）。民間企業の債務残高の営業余剰に対する比率の高さでみると、ドイツ企業のバランスシート調整圧力は比較的軽微であると考えられる。バランスシート調整圧力が強ければ、収益が改善しても企業は投資を行わず、負債圧縮を優先的に行う可能性が高い。ドイツ企業は、他国の企業と比べれば利益を借金返済に回す割合は小さく、設備投資が増加しやすい環境にあったことが示唆される。

第2-1-15図 ヨーロッパ主要国の民間企業債務残高：
ドイツ企業のバランスシート調整圧力は軽微

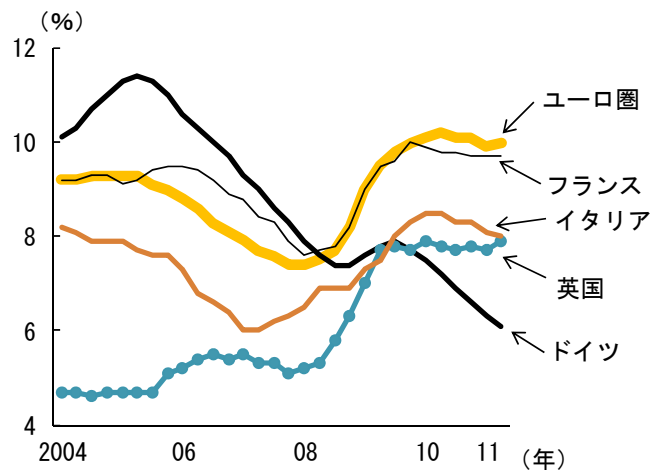


(備考) 1. 各国統計より作成。金融業を除く民間企業ベース。
2. 負債は借入れと市場性負債の合計。
3. ユーロ圏、英国の2011年の値は同年第2四半期までの値。

(v) 労働市場の柔軟化を進めたドイツの改革

第二次大戦後のドイツの労働市場は、解雇規制等の雇用保護に重点を置いた労働政策と、失業者を福祉面から手厚く保護する社会政策とによって硬直化し（後述コラム2-1参照）、失業率は景気情勢による変動を繰り返しながら、総じて高まる傾向をみせていた。しかし、2000年代前半の労働市場改革を機に労働市場の柔軟化が進み、世界金融危機後の戦後最悪の景気後退以降、ドイツの失業率だけが09年後半から低下を続け、11年4月以降は東西ドイツ統一後の最低水準を更新している状況にある（第2-1-16図）。

第2-1-16図 ヨーロッパ各国の失業率：ドイツだけが失業率改善



(備考) ユーロスタットより作成。ILOベース。

以下では、かつて硬直的であったドイツの労働市場において、2000年代前半の労働市場改革がどのような成果をもたらし、11年4月以降、失業率が東西ドイツ統一後の最低水準を更新する状況に至ったのかを明らかにする。

(ア) ハルツ委員会報告等に基づく労働市場改革

02年、シュレーダー政権より労働市場改革案の策定を諮問されたフォルクスワーゲン人事担当取締役のペーター・ハルツ氏を委員長とする諮問委員会（以下、「ハルツ委員会」）は、同年8月に労働市場政策全般に係る改革を提案する報告書を提出した。この報告書に基づき「労働市場の現代的サービスのための第I法～第IV法」（以下、「ハルツ第I法～第IV法」）の4つの法律が制定され、03年から05年にかけて施行された。また、03年12月には労働市場改革法⁵も施行された。

ハルツ委員会報告等に基づく一連の労働市場改革の特徴は、大きく3つのポイントに整理できる。

1つ目は、失業給付制度の改革である。それまで重複支給等が問題となっていた従来の「失業扶助⁶」と「社会扶助⁷」の一部を統合した「失業給付II」の創設や、失業給付期間の短縮⁸等により、連邦・地方政府の財政負担が軽減されるとともに、失業者が就労意欲を低下させる「失業の罠(Unemployment Trap)⁹」に陥る状況は大きく改善された。

2つ目は、職業紹介、就労支援体制の強化である。1) 連邦雇用庁の連邦雇用エージェンシーへの改組等の組織改革や、2) 従来「社会扶助」を受給していた者のうち就労可能な者の失業登録の義務化、3) 民間の人材派遣会社等を活用した人的サービス機関(P S A)の設置等により、就労の履行を強く要請するための組織・制度改正が図られ、求職者に対して自助努力を促しつつ就労支援を強化する体制が整えられた。

3つ目は、労働市場の柔軟化である。ミニジョブ・ミディジョブの導入¹⁰や解雇制限法の改正¹¹等の規制緩和により、未熟練労働や単純労働を活用出来る労働市場が広げられ、雇用形態の多様化や就労機会を拡大させる条件が整えられた。

⁵ 03年3月シュレーダー政権が労働市場、財政、税制等の抜本改革を目指すためにとりまとめた「アジェンダ2010」をよりどころに制定された。

⁶ 公的扶助方式により連邦政府が費用負担。主に失業中の生活困窮者を対象に、審査を受けた上で無期限に支給。

⁷ 日本の生活保護に相当する。地方自治体が管轄していた。

⁸ これまで最長32か月間の受給期間が55歳未満で最長12か月、55歳以上で最長18か月となった。

⁹ 働いた時に得られる収入よりも、失業給付の方が高いと考えられる場合、失業者のままであることを選んでしまうこと（平成10年 年次世界経済報告）。

¹⁰ ミニジョブは、賃金が月額400ユーロ以下の雇用、または年間50日以下の就業で、労働者の税・社会保険料負担なし。ミディジョブは、月額401～800ユーロまでの雇用で、社会保険料負担が通常より低い。

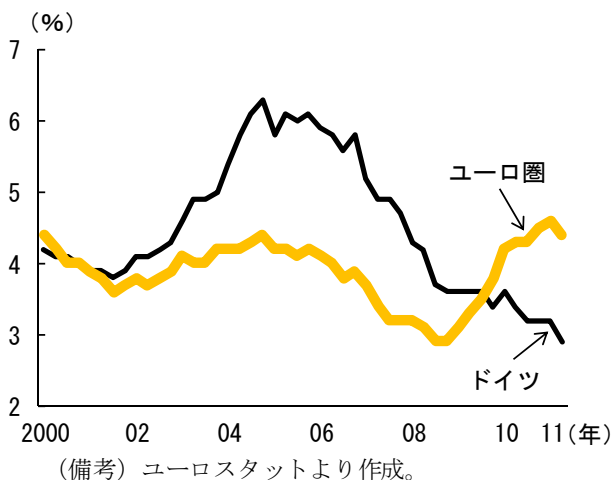
¹¹ 小規模事業者の雇用創設を期待し、解雇制限法の非適用事業者範囲を拡大した。事業所の労働者数5人以下は解雇制限法の適用除外、11人以上は適用される。6～10人は2004年1月以降に雇用された者は適用除外となった。

こうしてドイツの労働市場政策を手厚い社会保障から就労促進へと転換させる仕組みが整備された。

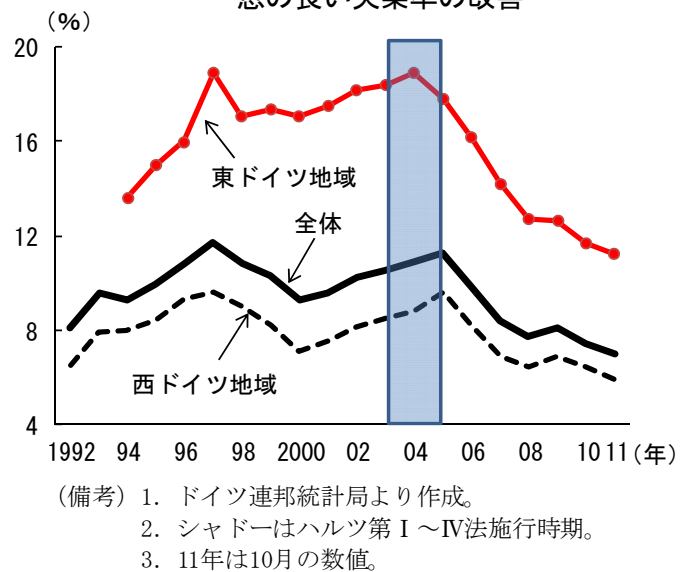
(イ) 労働市場改革後の雇用情勢

労働市場改革の成果として、まず、労働市場の硬直性改善度を長期失業者の動向からみると、労働力人口に占める長期失業者の割合は05年頃をピークに大きく低下し、11年第4～6月期には2.9%と、統計で遡及可能な1993年以降の最低水準となっている（第2-1-17図）。また、失業率もハルツ第IV法が施行された05年をピークに低下を続け、09年には世界金融危機の影響で僅かに上昇したものの、その後の景気回復も相まって11年4月以降、東西ドイツ統一後の最低水準を更新しており、雇用情勢は着実に改善している（第2-1-18図）。

第2-1-17図 労働人口に占める
長期失業者比率：減少傾向



第2-1-18図 ドイツの失業率：
息の長い失業率の改善

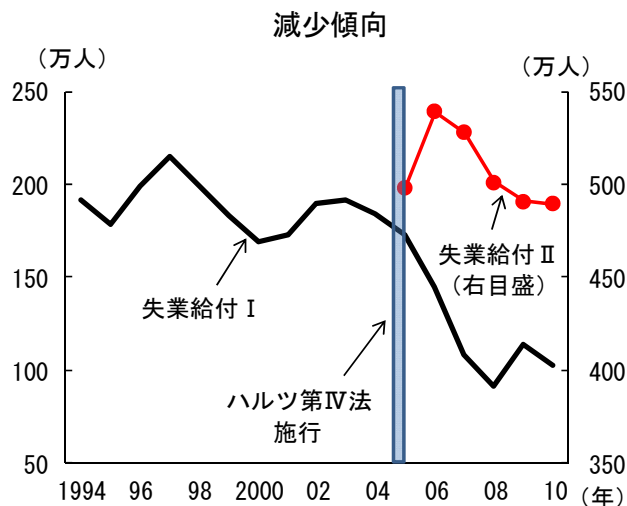


次に失業給付受給の状況を見ると、これまで170万人を下回ることがなかった「失業給付I¹²」の受給者は、ハルツ第IV法が施行された05年以降大きく低下し、10年に102万人となった（第2-1-19図）。「失業扶助」と「社会扶助」の一部が統合された「失業給付II」は、従来「社会扶助」を受給していた者のうち就労可能な者については新たに失業登録が義務付けられたこともあり、05年から06年にかけて増加したものの、10年には489万人まで低下している。政府の労働政策への歳出状況を見ると、09年は世界金融危機の影響で増加しているものの、05年から08年にかけては前年比マイナスが続

¹² ハルツ第IV法施行により従来の「失業給付」が「失業給付I」へ改称された。

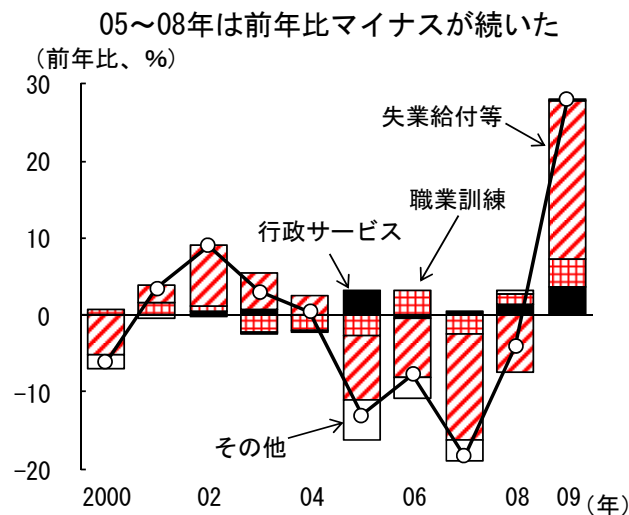
き、連邦・地方政府の財政負担が軽減している（第2-1-20図）。

第2-1-19図 ドイツの失業給付状況：



（備考）ドイツ連邦雇用庁より作成。

第2-1-20図 ドイツの労働政策歳出：



（備考）ユーロスタットより作成。

（ウ）世界金融危機による景気後退期の雇用喪失緩和

2011年4月以降、ドイツの失業率が東西ドイツ統一後の最低水準を更新している要因としては、03～05年に実施された一連の労働市場改革の成果に加えて、「労働時間貯蓄制度¹³」や「操業短縮手当制度¹⁴」の活用により、操業時間を短縮してワークシェアを行うことで雇用を維持し、世界金融危機後の失業者増加を最小限に抑えたことも挙げられる（第2-1-21図、第2-1-22図）。労働時間貯蓄制度によって、労働者は勤務時間を柔軟に設定することが可能になり、それがワークライフバランスに資する一方、企業側としては労働需要の短期的な変動にコストをかけず対応することが可能となった。また、連邦政府が景気対策の柱として制度の拡充¹⁵を行った操業短縮手当制度によって、企業は操業短縮が比較的容易になった。こうした制度の存在が急激な景気後退による操業時間の短縮等のショック緩和に役立ち、フランスや英国で失業率が2%ポイント程度の顕著な高まりをみせ、それぞれ10%近傍、9%前後へ悪化したのとは対照的に、ドイツのそれは0.5%ポイント程度の高まり、8%台前半への上昇にとどまった。

¹³ 各産業の労使協約により多少異なるが、主に就業者の勤務時間を銀行口座のような労働時間口座（Arbeitszeitkonto）で記録・管理し、時間外労働を休暇で補償する制度。

¹⁴ 経済的要因等によって企業が労働時間を短縮したことにより、賃金が減少した労働者に対し、一定の支給要件を満たした場合、政府が減少した賃金の一部を補てんする制度。

¹⁵ 事業主の申請要件の緩和や支給期間の延長等。